

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 司法修習生の修習給付金の給付に関する規則(最高裁三)
- 司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則(同四)
- 〔告示〕
 - 中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く)産高重合度ポリエチレンテレフタレートについて関税定率法第八条第八項及び第九項に規定する事実を推定することを決定した件(財務二二五)
 - 地すべり防止区域を指定する件(国土交通七三一、七三二)
 - 平成十六年度国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件(同七三六)
 - 国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件(同七三七、七三八)
 - 国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件(同七三九、七四〇)
 - 道路に関する件(東北地方整備局一九一)

- 道路に関する件(近畿地方整備局一四五)
- 道路に関する件(中国地方整備局六四、六五)
- 〔人事異動〕
 - 内閣府 金融庁 復興庁 財務省 農林水産省 林野庁 最高裁判所
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔公告〕
 - 官庁
 - 財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係
 - 裁判所
 - 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係
 - 特殊法人等
 - 平成二十八年度国土交通省共済組合の決算、独立行政法人国立印刷局役員の任命、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係
 - 会社その他

最高裁規則

○最高裁判所規則第三号
司法修習生の修習給付金の給付に関する規則を次のように定める。
平成二十九年八月四日
最高裁判所

基本給付金及び住居給付金の支給

第一条 基本給付金(裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」といふ)第六十七条の二第二項に規定する基本給付金をいふ。以下同じ)及び住居給付金(同項に規定する住居給付金をいふ。以下同じ)は、給付期間(同条第一項に規定する修習のため通常必要期間として最高裁判所が定める期間(以下「通常修習期間」といふ)をその開始の日(以下「開始日」といふ)又は各月において開始日に応当する通常修習期間内の日(開始日に応当する日がない月においては、その月の末日)から各翌月の開始日に応当する日(開始日に応当する日がない月においては、その月の末日)の前日(当該前日が通常修習期間内でないときは、通常修習期間の末日)までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいふ。以下同じ)ごとに支給する。
(基本給付金の額)

第二条 基本給付金の額は、一の給付期間につき十三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日(開始日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下同じ)の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の基本給付金の額は、当該給付期間(通常修習期間の末日の前日までの期間を加えた期間)の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
一 司法修習生としての身分を保有しない期間(給付期間の中途において法第六十八条第一項若しくは第二項の規定により罷免された場合における罷免された日の翌日から当該給付期間の末日までの期間又は給付期間の中途において再び採用された場合における当該給付期間の初日から再び採用された日の前日までの期間をいふ。第四条第三項第一号において同じ)。
二 法第六十八条第二項の規定により修習の停止を命じられた期間(第四条第三項第二号において「修習停止期間」といふ)。

3 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで基本給付金を支給し、当該給付期間の基本給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。
(基本給付金の支給の方法)

第三条 基本給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。
(住居給付金の額等)

第四条 法第六十七条の二第四項に規定する最高裁判所が定める場合は、司法修習生の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ)、父母又は配偶者の父母が所有し、又は借り受け、居住している住宅及び最高裁判所がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を司法修習生が借り受け、当該住宅に居住している場合とする。

2 住居給付金の額は、一の給付期間につき三万五千円とする。ただし、通常修習期間の末日の属する給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日の前日までの期間を加えた期間の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
3 次の各号に掲げる期間を含む給付期間の住居給付金の額は、当該給付期間(通常修習期間の末日の属する給付期間の場合にあっては、当該給付期間にその末日の翌日から次の開始日に応当する日の前日までの期間を加えた期間)の現日数を基礎として、日割りによって計算する。
一 司法修習生としての身分を保有しない期間
二 修習停止期間(次号から第六号までに掲げる期間に該当する期間を除く)。

三 司法研修所において修習するために住所又は居所の移転をした司法修習生（次号及び第五号において「移転者」という。）が最高裁判所が設けた寮又はこれに相当する施設として最高裁判所が定める施設に居住した期間

四 移転者が無償で提供される住宅又はこれに相当する住宅に居住した期間

五 移転者が第一項に規定する住宅に居住した期間

六 前三号の期間に準ずる期間として最高裁判所が定める期間

四 司法修習生が死亡したときは、その死亡した日の属する給付期間まで住居給付金を支給し、当該給付期間の住居給付金の額は、前二項の規定の例による額とする。

（住居給付金に係る届出）

第五條 法第六十七条の二第四項に規定する住居給付金の支給に関する要件（以下「住居給付要件」という。）を具備するに至った司法修習生は、住居給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その居住の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならぬ。住居給付金の支給を受けている司法修習生の居住の実情に変更があった場合についても同様とする。

（住居給付金に係る確認及び認定）

第六條 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が住居給付要件を具備するときは、その司法修習生に住居給付金を支給すべきことを認定しなければならない。

（住居給付金の支給の始期及び終期）

第七條 住居給付金の支給は、司法修習生が住居給付要件を具備するに至つた日（以下この項において「要件具備日」という。）の属する給付期間の次の給付期間（要件具備日が給付期間の初日であるときは、要件具備日の属する給付期間）から開始し、司法修習生が住居給付要件を欠くに至つた日の属する給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間の前の給付期間）をもって終わる。ただし、住居給付金の支給の開始については、第五條の規定による届出がこれに係る要件具備日から七日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する給付期間の次の給付期間（その日が給付期間の初日であるときは、その日の属する給付期間）から行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、司法修習生が、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）第七條第一項の規定に基づき司法研修所長が地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して行わしめる修習の開始に伴い当該修習の開始の日として最高裁判所が定める日（以下この項において「実務修習開始日」という。）の前日までに新たに住居給付要件を具備し、かつ、第五條の規定による届出を実務修習開始日から七日以内にしたときは、当該実務修習開始日の属する給付期間から住居給付金の支給を開始する。

（住居給付金の支給の方法）

第八條 住居給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

（住居給付要件の事後の確認）

第九條 最高裁判所は、現に住居給付金の支給を受けている司法修習生が住居給付要件を具備しているかどうかを随時確認するものとする。

（移転給付金の額）

第十條 移転給付金（法第六十七条の二第二項に規定する移転給付金をいう。以下同じ。）の額は、最高裁判所の定める路程に応じた別表の定額による額とする。

（移転給付金に係る届出）

第十一條 法第六十七条の二第五項に規定する移転給付金の支給に関する要件（以下この条及び次条において「移転給付要件」という。）を具備するに至つた司法修習生は、移転給付要件を具備していることを証明する書類を添付して、最高裁判所の定める様式により、その移転の実情を速やかに最高裁判所に届け出なければならない。

（移転給付金に係る確認及び認定）

第十二條 最高裁判所は、司法修習生から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その司法修習生が移転給付要件を具備するときは、その司法修習生に移転給付金を支給すべきことを認定しなければならない。ただし、その届出が、住所又は居所の移転をする原因となつた修習の開始の日（やむを得ず同日後に移転をした場合にあつては、当該移転をした日）から七日を経過した後にされたときは、この限りでない。

（移転給付金の支給の方法）

第十三條 移転給付金は、最高裁判所の定める日に、最高裁判所の定める方法により支給する。

（補則）

第十四條 この規則に定めるもののほか、修習給付金の支給に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生については、適用しない。

別表（第十条関係）
最高裁判所長官 寺田 逸郎

区	分	額
鉄道五十キロメートル未満		四六、五〇〇円
鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満		五三、五〇〇円
鉄道百キロメートル以上三百キロメートル未満		六六、〇〇〇円
鉄道三百キロメートル以上五百キロメートル未満		八一、五〇〇円
鉄道五百キロメートル以上千キロメートル未満		一〇八、〇〇〇円
鉄道千キロメートル以上千五百キロメートル未満		一一三、五〇〇円
鉄道千五百キロメートル以上二千キロメートル未満		一二一、五〇〇円
鉄道二千キロメートル以上		一四一、〇〇〇円

備考
路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもって鉄道一キロメートルとみなす。

○最高裁判所規則第四号

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年八月四日

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

（司法修習生に関する規則の一部改正）

第一条 司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「裁判所法」の下に「昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。」を加え、「以下委員会」を「以下「委員会」に改める。

「第四章 罷免」を「第四章 罷免等」に改める。

第十七条及び第十八条を次のように改める。
第十七条 法第六十八條第一項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 成績不良又は心身の故障により、修習を継続することが困難であるとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

四 破産手続開始の決定を受けたとき。

五 本人から願出があつたとき。

六 第二号から前号までに掲げるもののほか、第一号に掲げる事由に準ずる事由
法第六十八條第二項の最高裁判所の定める事由は、品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

第十八条 修習の停止の期間は、一日以上二十日以下とする。

修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできない。司法修習生は、修習の停止を命じられている期間中法第六十七條の第二項の修習給付金を受けることができない。

第十九条中「前二條の各号に当る」を「第十七條第一項各号のいずれか又は同條第二項の」に改める。

本則に次の一條を加える。

第二十條 この規則に定めるもののほか、司法修習生の罷免等に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二條 司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正

（司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則

第一條第一項中「第六十七條の第二項」を「第六十七條の第三項」に改める。

第二條の見出しを「修習専念資金の貸与の方法」に改め、同條第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に、「第六十七條の第二項」を「第六十七條の第三項」に、「修習期間」を「通常修習期間」に改め、同條第二項中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第三條の見出しを「修習専念資金の額」に改め、同條第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に、「二十万円」を「十万円」に改め、同條第二項各号列記以外の部分中「修習資金」を「修習専念資金」に、「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に、「当該各号に定める額」を「十二万五千元」に改め、同項各号を次のように改める。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がある場合

二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がある場合

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一條第二項に規定する扶養親族（同項第一号に掲げる配偶者及び同項第二号に掲げる子を除く。）がある場合

第三條第三項を削り、同條第四項中「前二項」を「前項」に、「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第六項中「から第四項まで」を「及び第三項」に、「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同項を同條第五項とし、同條第七項中「各号（第一号を除く。）」を削り、「修習資金」を「修習専念資金」に、「当該各号に掲げる場合」を「同項各号に掲げる場合のいずれにも」に改め、ただし書

を削り、同項を同條第六項とする。
第四條中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第六條の見出しを「修習専念資金の貸与の終了」に改め、同條中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同條第二号中「第六十八條」を「第六十八條第一項又は第二項」に改める。

第七條の見出しを「修習専念資金の返還の期限等」に改め、同條中「修習資金」を「修習専念資金」に、「修習期間」を「通常修習期間」に改める。

第七條の二の見出しを「法第六十七條の第三項に規定する最高裁判所の定める事由」に改め、同條中「第六十七條の第三項」を「第六十七條の第三項」に、「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第八條中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第九條第一項中「修習資金」を「修習専念資金」に改め、同條第二項中「修習資金」を「修習専念資金」に、「前項」を「同項」に改める。

第十條中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第十一條の見出しを「修習専念資金の貸与及び返還に関する書面の提出」に改め、同條中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

第十二條中「修習資金」を「修習専念資金」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一條の規定による改正後の司法修習生に関する規則第四章の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生の罷免等については、なお従前の例による。

3 第二條の規定による改正後の司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則の規定は、この規則の施行後に採用された司法修習生について適用し、この規則の施行前に採用された司法修習生の修習資金については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 寺田 逸郎

告

示

○財務省告示第二百五十五号

中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る関税定率法第八條第五項に規定する調査開始の件（平成二十八年九月財務省告示第二百八十七号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第五項の調査において、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とする高重合度ポリエチレンテレフタレートについて、同條第八項及び第九項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三條の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年八月四日 財務大臣 麻生 太郎

一 調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名 高重合度ポリエチレンテレフタレート

(二) 銘柄及び型式 商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表第三九〇七・六一号に分類されるポリエチレンテレフタレート（固有粘度数がグラムにつき〇・七デシリットル以上のポリエチレンテレフタレートに相当する。）

(三) 特徴 一般に白色のベレット状であり、主として、ボトルやシートに加工され使用されている。